

社会福祉法人添田町社会福祉協議会車いす貸出し規程

(平成 28 年 7 月 22 日)

社会福祉協議会添田町社会福祉協議会車いす貸出し規程を制定する。

(目的)

第 1 条 この規程は、高齢や障がいにより通常の方法では歩行困難な町民の福祉の増進を図るため、社会福祉法人添田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）所有の車いすの貸出しについて必要な事項を定め、適正な運営を図ることを目的とする。

(貸出しの範囲)

第 2 条 車いすの貸出しの範囲は、次に掲げる者で社協の承認を受けたもの（以下「借受者」という。）とする。

- (1) 病気やけが、術後等により歩行が困難な者
- (2) 前号に掲げる者のほか、高齢、障がい等により歩行困難で車いすを必要とする者
- (3) 福祉教育・地域福祉を推進する団体
- (4) その他、会長が特に必要を認める者

2 車いすの貸出しを受けようとする者は、車いす貸出申請書（(個人用)（様式第 1 号）、(団体用)（様式第 2 号））を社協に提出しなければならない。

(貸出期間)

第 3 条 車いすの貸出期間は、原則として 1 か月以内とする。ただし社協が必要と認めた場合は、最長 3 か月まで延長することができる。

2 延長を希望する場合は、車いす貸出申請書（延長用）（様式第 3 号）を社協に提出し、承認を受けなければならない。

(返却)

第 4 条 借受者は、貸出期限までに車いすを社協に返却しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第 5 条 借受者は、車いすを善良な管理のもと注意をもって維持管理し、他の目的に使用し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(弁償責務)

第 6 条 車いす貸出期間中の事故は、すべて借受者の責任とする。

2 借受者が車いすを紛失、又は破損したときは、同規格の現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。ただし、天災その他避けられない事由又は会長がやむを得ないと認めた時は、弁償を免ずることができる。

(違反に対する措置)

第 7 条 借受者がこの規程に反し、又は不適切な行為があったときは、直ちに車い

すを返却させ、一定の期間貸出をしないことができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。